

## 生徒心得

### 生徒心得

本校生徒は、学業に励むとともに、進取にして明朗な精神を持ち、自律的な生活を心がけよう。

#### 第1章 通則

- 1 校内外にわたり、公明正大に行動し、高校生としてふさわしい生活を心がけよう。
- 2 法を守る一市民としての自覚を持ち、社会参加を心がけよう。
- 3 共学の精神に基づき、互いの人格を尊重し、共生の精神を身に付けよう。

#### 第2章 服装・頭髪

- 1 高校生としての品位を保ち、質素端正であること。
- 2 頭髪・・・パーマ、染色、脱色などの加工は禁止する。
- 3 服装・・・本校指定の制服を着用する。
  - (1) 通学には外套の着用を認める。外套は質素端正であること。
  - (2) 女子は学校指定カーディガンを重ね着できる。
  - (3) 女子ソックスは、制服と同色の紺・黒の無地のハイソックス（膝下）とする。ルーズソックスは禁止する。
  - (4) 女子ストッキング・タイツは、制服と同色の紺・黒の無地とする。
  - (5) 女子スカート丈は、膝蓋骨にかかる長さ（上限）、膝の中心から 15 c m 下（下限）の範囲内とする。
  - (6) 学校指定のスラックスを着用してよい。

##### 夏期

(男子) 略装として白無地のワイシャツ、指定ポロシャツを着用してよい。

(女子) 夏制服または指定ポロシャツを着用してよい。

くるぶしが完全に隠れる長さ～膝下の範囲内のソックス（紺・黒）の着用を認める。

##### 冬期

男女とも本校指定の制服を着用する。防寒着は華美でないものとし制服の上に着用すること。

また、職員室や教室、その他これに準ずるところでは着用しない。

女子はストッキングと同色（紺・黒）無地であればアンクルソックスの着用を認める。

- 4 化粧はしない。装身具はつけない。
- 5 休日・長期休業中の登校時の服装は制服とする。ただし、部活動で必要な場合は部又は体育用ジャージでの登校を認める。

#### 第3章 校内生活

- 1 快適な学習環境を整え、はじめある集団生活を心がけよう。
- 2 登校は午前8時30分までとし、午前8時35分には学習を始められるようにすること。下校は、午後7時00分には完全下校すること。
- 3 遅刻・欠席・早退・欠課する場合は、担任に届け出る。

#### 第4章 校外生活

- 1 夜間の外出時間は、午後9時までとする。
- 2 長期休業中以外のアルバイトは原則禁止する。
  - (1) 長期休業中の場合、次の項目に該当しないことを確認し、事前に担任からアルバイト許可願の用紙をもらい、アルバイト先の責任者の印、保護者の承諾を得て担任を通して生徒指導部に提出し、許可を得ること。

ア 危険を伴う業種や重労働を伴う職種

イ 酒を提供する接客業。

ウ 午後9時までに帰宅できない就業時間帯。

エ 宿泊を伴うもの。

オ 高校生の出入りがふさわしくない場所および禁止されている場所。

カ 学業不振や基本的な生活習慣に問題のある生徒。

(2) 特別な事情がある場合、事前に担任に申し出てアルバイト許可願の用紙をもらうこと。アルバイト先の責任者の印、保護者の承諾を得てアルバイト許可願を担任を通して生徒指導部に提出し、許可を得ること。

3 外泊（登山・海水浴等）は必ず成人した保護者の付き添いを必要とする。